

R D問題対策県・市連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 アール・ディエンジニアリング最終処分場(以下「処分場」という。)問題の早期解決を図るため、滋賀県と栗東市は情報交換の場を定期的に設け、共通認識を図るとともに、的確な状況把握や汚染機構の解明等科学的な原因究明等を検討し、対応方針等を協議する「R D問題対策県・市連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会所掌事項)

第2条 協議会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事項を検討し、対策を協議する。

- (1) 処分場の地下水汚染に関すること。
- (2) 処分場下流水銀汚染に関すること。
- (3) 処分場埋立廃棄物に関すること。
- (4) その他最終処分場に係る課題に関すること。

(組織)

第3条 協議会は10名以内で構成し、滋賀県職員と栗東市職員で構成する。

2 構成員は別表のとおりとする。

3 前2項の規定に関わらず、必要に応じて協議会に学識経験者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、原則、月1回開催する。

(作業部会)

第5条 協議会は、必要と認めたときは、専門的な事項について調査させるため作業部会を設置し、当該調査事項を報告させることができる。

(協議会の取りまとめ)

第6条 協議会を開催したときは、会議録を取りまとめるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室および栗東市環境経済部生活環境課に置き、事務運営は双方が協議の上行う。

(疑義の決定)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は協議会で決定する。

付 則

この要綱は、平成18年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

R D問題対策県・市連絡協議会名簿

滋賀県

滋賀県琵琶湖環境部長
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課長
滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課主席参事
滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室長
滋賀県南部振興局環境森林整備課長

栗東市

栗東市副市長
栗東市環境経済部長
栗東市環境経済部生活環境課長
栗東市環境経済部産業廃棄物対策室長
栗東市環境経済部産業廃棄物対策室係長